

**「宍粟市水道ビジョン（令和4年度～令和13年度）案」
市議会からの意見に対する回答**

意見①	<p>経営審議会から「・・・改定を先送りすれば、改定率が増加してしまうため、子どもたちの世代に過度な負担を残さないように、早急に年間 1.5 億円相当の財源を確保する増額料金改定（概ね 22%程度）の実施が必要である」との提言がされている。財源の確保に努めるなかで、市民負担を十分考慮し、料金改定については慎重に対応すること。</p>
回答①	<p>本ビジョンを通じて料金改定の考え方についてお示ししておりますが、改定については、1. 将来世代を含めた公平性の考慮、2. 外部審議会等を活用した慎重な検討、3. 広報等による市民の皆様への情報提供といった観点に留意しながら段階的に検討を進めることとしています。</p> <p>今回の改定については、すべての水道利用者にとって公平な料金設定となるように、（公社）日本水道協会の「水道料金算定要領」及び「水道料金改定業務の手引き」に基づき算出を行い、また、公共料金審議会において、改定内容を十分に審議していただいております。</p> <p>水道は市民生活を支える最重要インフラであるという認識のもと、それらを預かる立場として説明責任を果たせるよう、慎重に対応して参ります。</p>
意見②	<p>料金改定水準（案）に各指標の推移が示されているが、令和 5 年及び令和 15 年に料金を改定すれば料金回収率がそれぞれ 80.5%、94.0%に上昇する根拠を記載すること。</p>
回答②	<p>ご指摘の根拠につきましては、各指標の推移（水道ビジョン 50 ページ）の表の下段に、「料金回収率」についての説明を追記いたします。</p> <p>料金回収率とは、供給単価÷給水原価の計算式で表される指標で、給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを示しています。</p> <p>計算式に基づいた場合、令和 5 年度では $227.7 \div 282.9 = 80.5\%$、令和 15 年度では $273.3 \div 290.6 = 94.0\%$となります。</p>
意見③	<p>経営状況の厳しさは、国の指導に従い簡易水道を上水道に統合したことにも起因している。料金改定により市民に負担を求めるのではなく、行政責任として、国に対して財源措置を要望する方向性を記載すること。</p>

「宍粟市水道ビジョン（令和4年度～令和13年度）案」
市議会からの意見に対する回答

回答③	<ul style="list-style-type: none">• 経営環境悪化の原因について 合併から9年後の平成 26 年度には念願であった市内料金の統一（減額料金改定）を行いました。この減額改定により水道事業は赤字経営となることが想定されていましたが、今回の改定までは留保資金の取り崩しにより補填を行う計画としていました。本ビジョンに記載の料金改定（案）は目前に迫った資金枯渇に対応するため、平成 26 年以前の料金水準まで引き上げるものです。 今日の経営状況の厳しさは、簡易水道を統合したことだけが理由ではなく、当時の懸案事項である市内統一料金の実現に向けた取り組みと、人口減少や地方公営企業法の改正などの要因が重なった結果です。• 国への要望について 以前より市町長会等を通じた国への要望を行っていますが、本ビジョンは水道事業者自身が行う基盤強化に向けた具体的施策を示すものであることから、ご指摘の内容については採り上げておりませんが、市としてはこれからも関係市町と協力し、強く要望をして参ります。 今後、新たな補助、交付金メニューの創設や財政措置の拡充が図られた場合には、本市水道事業として積極的に活用し、併せて財政計画の見直しを行います。
-----	---